

避難情報の発令判断・伝達マニュアル
(土砂災害編)

令和 8 年 3 月

石 狩 市

【 目 次 】

1	避難情報の発令対象とする土砂災害	P 2
2	避難情報の発令対象区域	P 2
3	具体的な区域設定の考え方	P 3
4	避難情報の発令を判断するための情報	P 4
5	避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動	P 6
6	避難情報の発令基準	P 7
7	避難情報の解除基準	P 9
8	協力・助言を求めることのできる機関	P 9
9	避難情報の伝達方法	P 11
10	避難情報の伝達文	P 12
◎巻末資料◎		
I	避難情報判断フロー図	P 14
II	土砂災害の前兆現象について	P 15
III	「土砂災害警戒区域・危険箇所一覧」	P 16

1 避難情報の対象とする土砂災害

本マニュアルで対象とする土砂災害は、次のとおりである。

急傾斜地の崩壊 (がけ崩れ)	降雨時に地中にしみ込んだ水分により不安定化した斜面が急激に崩れ落ちる現象
土石流	山腹・谷底にある土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象

(その他避難情報の対象となりえる土砂災害)

地すべり

斜面の一部、あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象。

※危険性が確認された場合、国や都道府県等が監視・観測等の調査を行う。その調査結果又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえ、市町村として避難情報を発令。

河道(かどう)閉塞に伴う土砂災害

がけ崩れ、土石流などでくずれたり流されたりした大量の土砂が、川をふさいで水の流れをせき止める現象。

※土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難情報の発令を判断・伝達。

2 避難情報の発令対象区域

大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等は、市町村単位で発表されることが多いが、発令対象区域を絞らず、災害リスクも想定されていない安全な地域の居住者等にまで避難情報を発令することにより様々な支障が生じると考えられるため、次に示す土砂災害警戒区域・危険箇所等(土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、及びその他の場所)を発令対象とする。

対象区域は、別添「土砂災害警戒区域・危険箇所一覧」及び『石狩市地区防災ガイド』のとおり。

(1) 土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」

【土砂災害警戒区域(通称:イエローゾーン)】

土砂災害が発生した場合に居住者等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

【参考】土砂災害特別警戒区域(通称:レッドゾーン)

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ、居住

者等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造規制をすべき区域

なお、土砂災害特別警戒区域は避難情報の発令単位ではなく、土砂災害警戒区域が発令単位であることに留意する。

(3) その他の場所

基礎調査の結果判明した土砂災害警戒区域に相当する区域を準用する。

3 具体的な区域設定の考え方

避難情報の発令対象区域は、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害危険度情報）における危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難情報を発令することを基本とする（土砂災害警戒区域・危険箇所等を避難情報の発令の対象としてあらかじめ定めておく）。状況に応じて、その周辺の発令区域も含めて避難情報を発令することを検討する。

避難情報の発令の単位としては、市の面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて、市をいくつかの地区にあらかじめ分割して設定しておく。その上で、豪雨により危険度の高まっているメッシュ又は災害の発生箇所が含まれる地区内の全ての土砂災害警戒区域・危険箇所等に対して避難情報を発令することが考えられる。

この地域分割については、情報の受け手である居住者・施設管理者等にとっての理解のしやすさ及び情報発表から伝達までの迅速性の確保等の観点から設定する。

4 避難情報の発令を判断するための情報

○土砂災害警戒情報・土砂災害危険度情報

北海道土砂災害警戒情報システム (<https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/>)

①土砂災害警戒情報発表状況

現在の発表状況と過去の発表履歴を表示。

②土砂災害危険度情報

土砂災害の危険度を1 km及び5 kmメッシュで表示。土砂災害警戒区域等（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域）、危険度判定図（スネーク曲線）、雨量情報を一画面にまとめて表示。

【土砂災害危険度の表示】更新間隔 10 分

- 黒**（災害切迫）－実況で大雨特別警戒（土砂災害）
【警戒レベル5相当情報（土砂災害）】判断基準超過
- 紫**（危険）－実況又は2時間後までの予想で土砂災害警戒情報
【警戒レベル4相当情報（土砂災害）】判断基準超過
- 赤**（警戒）－実況又は2時間後までの予想で大雨警報（土砂災害）
【警戒レベル3相当情報（土砂災害）】判断基準超過
- 黄**（注意）－実況又は2時間後までの予想で大雨注意報判断基準超過
【警戒レベル2相当情報（土砂災害）】

③降雨情報

降雨の状況を1 kmメッシュで表示。

④土砂災害警戒区域等の指定状況

土砂災害警戒区域等の区域図等の指定状況を表示。

○大雨警報（土砂災害）の危険度分布

気象庁ホームページ（キキクル） (<https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>)

2時間先までの土砂災害の危険度を1 kmメッシュで表示。

【危険度の表示】更新間隔 10 分

- 黒**（災害切迫）－実況で大雨特別警戒（土砂災害）
【警戒レベル5相当情報（土砂災害）】判断基準超過
- 紫**（危険）－実況又は2時間後までの予想で土砂災害警戒情報
【警戒レベル4相当情報（土砂災害）】判断基準超過
- 赤**（警戒）－2時間後までの予想で大雨警報（土砂災害）
【警戒レベル3相当情報（土砂災害）】判断基準超過
- 黄**（注意）－2時間後までの予想で大雨注意報判断基準超過
【警戒レベル2相当情報（土砂災害）】

項目	提供元	説明	主な提供システム等
大雨注意報	気象庁	大雨により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。注意を呼びかける対象となる災害として、注意報文の本文に土砂災害、浸水害のいずれか又は両方が記載されている。警戒レベル2	北海道防災情報システム 北海道防災ポータル https://www.bousai-hokkaido.jp/
大雨警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ「大雨警報（土砂災害）」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。	気象庁ホームページ https://www.jma.go.jp/jma/ あなたのまちの防災情報（気象庁） https://www.jma.go.jp/bosai/
大雨特別警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ「大雨特別警報（土砂災害）」「大雨特別警報（浸水害）」「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。	
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	気象庁	1 km 四方の領域（メッシュ）毎に、土砂災害の危険度を5段階に判定した結果を表示したもの。	気象庁ホームページ
土砂災害危険度情報	北海道	1 km及び5 kmメッシュ毎の土砂災害発生危険度や危険度の推移がわかるスネーク曲線等の情報を公開	北海道土砂災害警戒情報システム http://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/
土砂災害の危険度分布	気象庁及び北海道	気象庁が提供する「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」と北海道が提供する「土砂災害危険度分布」を総称した情報。	北海道土砂災害警戒情報システム 気象庁ホームページ
土砂災害警戒情報	気象庁と北海道の共同	大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表される。	北海道土砂災害警戒情報システム 北海道防災情報システム 北海道防災ポータル 気象庁ホームページ

5 避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

区分	用語の意味（根拠条項）	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
<p style="text-align: center;">【警戒レベル3】 高齢者等 避難</p>	<p>災害対策基本法第56条第2項</p> <p>市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告するに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。</p>	<p>危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難）する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
<p style="text-align: center;">【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>災害対策基本法第60条第1項</p> <p>市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。</p>	<p>危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難）する。
<p style="text-align: center;">【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>災害対策基本法第60条第3項</p> <p>市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保」という。）を指示することができる。</p>	<p>命の危険、直ちに安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難をすることはかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

6 避難情報の発令基準

避難情報の発令基準は、次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、避難情報を発令するものとする。

〈避難情報の発令基準〉

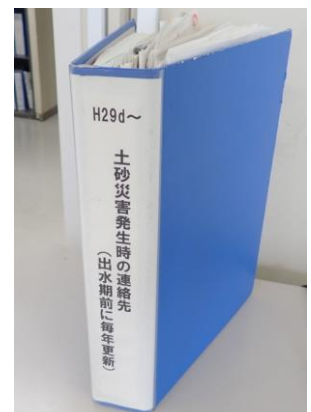
区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令)	対象区域 (土砂災害警戒区域及び危険箇所内の住家等が基本)
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ol style="list-style-type: none"> 1 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となった場合 2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令） 	<p>北海道土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度情報（以下「土砂災害危険度情報」という。）において「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等</p> <p>事前通行規制等により避難経路の安全な通行が困難となる地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等</p> <p>左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等</p>
【警戒レベル4】 避難指示	<ol style="list-style-type: none"> 1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 2 土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合 3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間～翌日早朝に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 5 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ※夜間・未明であっても、発令基準例1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。 	<p>左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等</p> <p>当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域（土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域で発見された場合を含む。）</p>

【警戒レベル 5】 緊急安全確保	(災害が切迫)	土砂災害危険度情報において「災害切迫(黒)」となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等
	1 大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕)が発表された場合	
	2 土砂災害の危険度分布で「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕)となった場合	家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域(土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域で発見された場合を含む。)
	(災害発生を確認)	
	3 土砂災害が発生した場合	

- 重要な情報については、気象情報等を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換する。
- 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行い、気象台が発表する情報に留意するとともに、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。
- 土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度(夜間や暴風の中での避難)等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮し、土砂災害危険度情報で「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕)のメッシュが出現していない場合も総合的に判断を行う。
- 立退き避難が困難となる夜間において、避難情報を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に警戒レベル3高齢者等避難を発令する(具体的には、夕刻時点において、大雨警報(土砂災害)【警戒レベル3相当情報(土砂災害)】が夜間にかけて継続する場合、又は大雨注意報が発表されている状況で当該注意報の中で夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)【警戒レベル3相当情報(土砂災害)】に切り替える可能性が言及されている場合)。
- ※ 避難情報を発令した後に、他の発令基準や異なる種別の災害における発令基準に該当した場合でも、同一区域に対して同じ警戒レベルの避難情報を再発令しない。状況変化を追加情報として提供し、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。
 複数の災害リスクのある区域等の居住者等に対しては、それらの災害が同時に発生した場合にとるべき行動を避難情報の発令時点から求める必要がある。

〈避難情報発令判断・伝達の手順〉

- (1) 北海道土砂災害警戒情報システムのメッシュ情報で、危険な区域を確認する。
- (2) BIG PADのデスクトップ上に保存している「土砂災害警戒情報システムのメッシュ地図データ」で詳細な場所を確認し、町内会・自治会を特定する。
- (3) 「土砂災害発生時の連絡先」にて、当該区域内に存在する「土砂災害警戒区域及び特別警戒区域、危険箇所」を確認する。
- (4) 同ファイルの「連絡先表」にて、当該区域内及びその周辺に存在する住民を特定し、当該住民に対して避難情報の伝達を行う。



※「土砂災害発生時の連絡先」

7 避難情報の解除基準

区分	条件
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ● 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が解除され、判定メッシュ情報で安全が確認された場合 ● 今後雨の予報がないとされたとき <p>とし、災害対策本部及び現地対策本部が現地等の状況を確認して判断する。</p>
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ● 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が解除になった場合 <p>とするが、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報を基に今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、災害対策本部及び現地対策本部が現地等の状況を確認して総合的に判断する。</p> <p>この際、国・道の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。</p>
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害があった地域や、<u>被害の可能性がある地域</u>の状況を確認した上で解除する

※ここでいう被害の可能性がある地域とは「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」「その周辺の区域」を指す。

8 協力・助言を求めることのできる機関

機関名（連絡先）	助言を求めることができる事項
札幌管区气象台 【電話番号 011-676-5025】	○ 気象、土砂災害等に関すること
札幌開発建設部河川計画課 【電話番号 011-611-0329】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 直轄砂防施設に関すること ○ 土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関すること ○ 災害対策用機材等の地域への支援に関すること ○ 保有するリアルタイムの情報に関すること

<p>北海道空知総合振興局札幌建設管理部 当別出張所 【電話番号 0133-23-2220】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害（特別）警戒区域に関すること ○ 土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関すること ○ 北海道士砂災害警戒情報システムに関すること ○ 保有するリアルタイムの情報に関すること
<p>石狩振興局地域創生部危機対策室 【電話番号 011-204-5818】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害情報及び被害情報に関すること ○ 避難対策に関すること

9 避難情報の伝達方法

避難勧告等の伝達先・伝達方法は、次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段		伝達先
危機管理課	北海道防災情報システム入力 (Lアラート経由でマスメディアへ情報提供)	TV放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		緊急速報メール	市内に滞在する携帯電話保持者
		Yahoo!等	PCユーザー等
	石狩市メール配信サービス		事前登録者
	石狩市公式 X		フォロワー等
	石狩市公式Line		フォロワー等
	電話又はFAX		町内会・自治会、自主防災組織、避難支援関係者
	電話又はFAX		石狩振興局地域創生部危機対策室 【電話 011-204-5818】 北海道開発局札幌開発建設部 【電話 011-854-6111】(札幌道路) 【電話 0125-22-4147】(滝川道路) 【電話 011-581-3235】(札幌河川) 札幌管区气象台 【電話 011-676-5025】 北海道札幌方面北警察署 【電話 011-727-0110】
	防災行政無線	無線放送(同報系) 緊急速報メール	住民等
厚田支所 浜益支所	電話又はFAX	町内会・自治会、自主防災組織、避難支援関係者	
厚田支所	防災行政無線(戸別受信機)	住民等	
浜益支所	広報車による広報	住民等	
秘書広報課	ホームページへの掲載	PCユーザー等	
高齢者支援課等	電話又はFAX	要配慮者利用施設	
教育委員会	電話又はFAX	学校・社会教育施設等	
石狩北部地区 消防事務組合	消防車による広報	住民等	
	電子メール	消防団	

10 避難情報の伝達文

(1) 【警戒レベル3】**高齢者等避難**の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、（又は警戒レベル3、警戒レベル3）
- こちらは、防災石狩市です。
- 土砂災害が発生するおそれがあるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域※1に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。
- 〇〇地区の土砂災害警戒区域内にいる高齢者や障がいのある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- 特に崖付近や沢沿いにお住まいの方や、避難経路が通行止めになるおそれがある方は自主的に避難してください。

(2) 【警戒レベル4】**避難指示**の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、（又は、警戒レベル4、警戒レベル4）
- こちらは、防災石狩市です。
- 土砂災害が発生するおそれが高まったため、〇〇地区の土砂災害警戒区域※1に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。
- 〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。※2

(3) 【警戒レベル5】**緊急安全確保**の伝達文の例

【土砂災害発生が切迫している場合】

- 緊急放送、緊急放送（又は、警戒レベル5、警戒レベル5）
- こちらは、防災石狩市です。
- 石狩市に大雨特別警報（土砂災害）が発表され、〇〇地区では土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域※1に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。

【土砂災害発生を確認した場合】

- 緊急放送、緊急放送（又は、土砂災害発生、土砂災害発生）
- こちらは防災石狩市です。
- ○○地区で土砂災害が発生したため、○○地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
(具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める)

※1 本例では土砂災害警戒区域の居住者等に対して発令することとしているが、当該区域以外の場所にも避難の呼びかけを行う場合には、例えば「山裾付近で土砂災害のおそれがある●●地区に対し、」のように、具体的な地区に対して避難情報を発令することが考えられる。

※2 警戒レベル5緊急安全確保発令時の避難行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝

達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に警戒レベル4避難指示を発令する場合等においては、このような伝達をすることも考えられる。

〈留意事項〉

- 避難場所へ避難する際は、他の土砂災害警戒区域・危険箇所等の通過は避けること。土石流に関しては溪流に直角方向に避難し、できるだけ溪流から離れること。溪流を渡って対岸に避難することは避ける。
- 避難場所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がける。
- 警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示発令時においても、必要に応じて身の安全確保について伝達することも考えられる。

(4) 【緊急速報メールの文例（避難指示・北海道防災情報システムを使用した場合）】

石狩市：警戒レベル4避難指示

月／日 時：分

地区：●●地区

避難所：▲▲小学校、◆◆会館

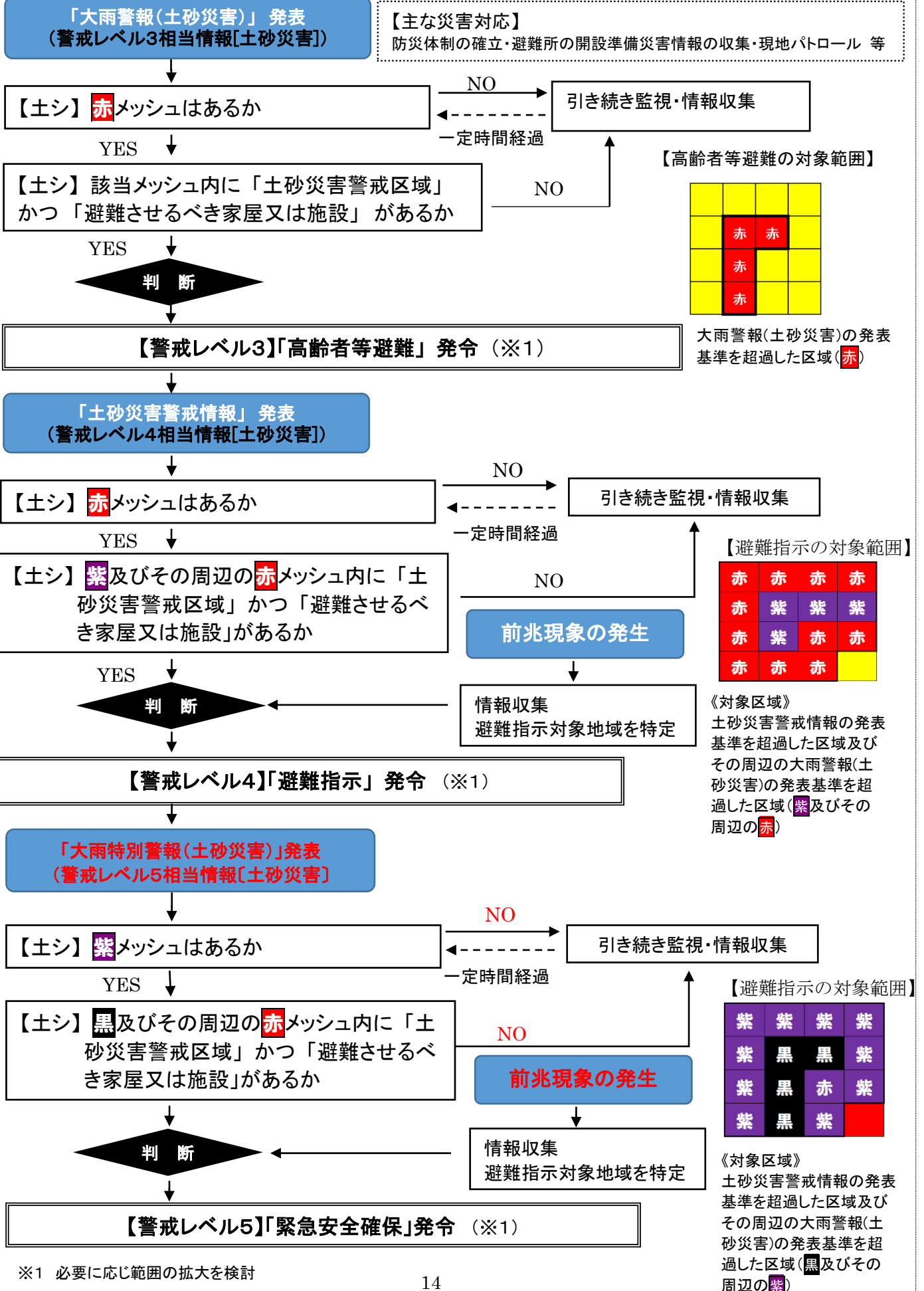
理由：土砂災害発生のおそれ

備考：●●地区の土砂災害警戒区域に滞在中の方は、速やかに避難してください。

詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

巻末資料Ⅰ 避難情報判断フロー図（土砂災害） 【土シ】=北海道土砂災害警戒情報システム

【主な災害対応】
防災体制の確立・避難所の開設準備災害情報の収集・現地パトロール 等



巻末資料Ⅱ 土砂災害の前兆現象について

		土石流	がけ崩れ	地すべり
視覚	山・斜面・がけ	<ul style="list-style-type: none"> ・溪流付近の斜面が崩れだす ・落石が生じる 	<ul style="list-style-type: none"> ・がけに割れ目が見える ・がけから小石がパラパラと落ちる ・斜面がはらみだす 	<ul style="list-style-type: none"> ・地面にひび割れができる ・地面の一部が落ち込んだり盛り上がったりする
	水	<ul style="list-style-type: none"> ・川の水が異常に濁る ・雨が降り続けているのに川の水位が下がる ・土砂の流出 	<ul style="list-style-type: none"> ・表面流が生じる ・がけから水が噴出する ・湧水が濁りだす 	<ul style="list-style-type: none"> ・沢や井戸の水が濁る ・斜面から水が噴き出す ・池や沼の水かさが急減する
	樹木	<ul style="list-style-type: none"> ・濁水に樹木が混じりだす 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木が傾く 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木が傾く
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・溪流内の火花 		<ul style="list-style-type: none"> ・家や擁壁に亀裂が入る ・擁壁や電柱が傾く
聴覚		<ul style="list-style-type: none"> ・地鳴りがする ・山鳴りがする ・転石のぶつかり合う音 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の根が切れる音がする ・樹木の揺れる音がする ・地鳴りがする 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の根が切れる音がする
嗅覚		<ul style="list-style-type: none"> ・腐った土の臭いがする 		

※ 上記のほか、地響きや地震のような揺れ等を感じることもあるが、土砂災害の発生前に必ずしも前兆現象が見られるわけではない。

前兆現象が確認されたときは、既に土砂災害が発生している、又は発生する直前であるため、ただちに避難行動をとるべき

巻末資料Ⅲ 土砂災害警戒区域一覧

【土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況】

図番	区域名	指定日 告示番号	箇所名	自然現象の区分
①	千代志別	H28.10.21 北海道告示 622 号	浜益千代志別 (I-0-296-296)	急傾斜地の崩壊
②	床丹	H27.03.17 北海道告示 194 号	浜益床丹 1 (I-0-294-294)	急傾斜地の崩壊
			浜益床丹 2 (I-0-295-295)	急傾斜地の崩壊
			浜益床丹 3 (II-0-214-214)	急傾斜地の崩壊
			吉田沢川 (I-03-0330)	土石流
③	幌	H28.10.21 北海道告示 622 号	小川 1 の沢川 (I-03-0340)	土石流
④	幌	H28.10.21 北海道告示 622 号	浜益幌 1 (I-0-293-293)	急傾斜地の崩壊
			浜益幌 2 (I-0-598-3016)	急傾斜地の崩壊
			浜益幌 1-1 (I-0-293-293-1)	急傾斜地の崩壊
			左 1 の沢川 (I-03-0350)	土石流
⑤	群別	H28.10.21 北海道告示 622 号	群別の沢 (I-03-0360)	土石流
⑥	適沢	H27.03.17 北海道告示 193 号	適沢川 1 の沢川 (II-03-0370)	土石流
⑦	浜益	H25.03.29 北海道告示 2467 号	本沢川 (I-03-0430)	土石流
			本沢川 1 の沢川 (I-03-0390)	土石流
			本沢川 2 の沢川 (I-03-0400)	土石流
			本沢川 3 の沢川 (I-03-0410)	土石流
			本沢川 4 の沢川 (I-03-0420)	土石流
			浜益浜益 1 (I-0-292-292)	急傾斜地の崩壊
			浜益浜益 1-1 (I-0-292-292-1)	急傾斜地の崩壊
			浜益浜益 1-2 (II-0-292-292-2)	急傾斜地の崩壊
			浜益浜益 1-3 (I-0-292-292-3)	急傾斜地の崩壊
			浜益浜益 1-4 (I-0-292-292-4)	急傾斜地の崩壊
			茂生 1 の沢川 (I-03-0460)	土石流
		茂生 1 号沢川 (I-03-0450)	土石流	
		茂生川 (I-03-0440)	土石流	
		H28.10.21 北海道告示 622 号	浜益浜益 2 (I-0-597-3015)	急傾斜地の崩壊
浜益浜益 3 (II-0-213-213)	急傾斜地の崩壊			
適沢川 2 の沢川 (II-03-0380)	土石流			

図番	区域名	指定日 告示番号	箇所名	自然現象の区分
⑧	川下・柏木	H27.03.17 北海道告示 193 号	竜神川支流 (I-03-0490)	土石流
			竜神川 (I-03-0500)	土石流
			千両堀川 (II-03-0510)	土石流
		H27.03.17 北海道告示 194 号	キネンヒ右の沢川 (I-03-0470)	土石流
			キネンヒの沢川 (I-03-0480)	土石流
⑨	柏木	H28.10.21 北海道告示 622 号	本間の沢 (II-03-0610)	土石流
⑩	実田	H28.10.21 北海道告示 622 号	神社の沢 (II-03-0520)	土石流
			温泉の沢 (II-03-0520-1)	土石流
⑪	実田	H28.10.21 北海道告示 622 号	実田の沢 (I-03-0590)	土石流
⑫	実田	H28.10.21 北海道告示 622 号	於札内川 (II-03-0530)	土石流
⑬	実田	H28.10.21 北海道告示 622 号	水野の沢 (II-03-0540)	土石流
⑭	実田	H28.10.21 北海道告示 622 号	袴田横の沢川 (II-03-0550)	土石流
⑮	実田	H28.10.21 北海道告示 622 号	佐々木の沢川 (II-03-0560)	土石流
⑯	実田	H28.10.21 北海道告示 622 号	村上の沢川 (II-03-0570)	土石流
⑰	実田	H28.10.21 北海道告示 622 号	黄金橋の沢 (II-03-0580)	土石流
⑱	毘砂別	H28.10.21 北海道告示 622 号	浜益毘砂別 1 (II-0-211-211)	急傾斜地の崩壊
			浜益毘砂別 2 (II-0-212-212)	急傾斜地の崩壊
			菅原の沢川 (II-03-0620)	土石流
⑲	毘砂別	H28.10.21 北海道告示 622 号	第 2 毘砂別川 (I-03-0640)	土石流
⑳	毘砂別	H28.10.21 北海道告示 622 号	カネキ沢上流の沢 (II-03-0650)	土石流
㉑	送毛	H23.03.29 北海道告示 213 号	浜益送毛 1 (I-0-289-289)	急傾斜地の崩壊
			浜益送毛 2 (I-0-290-290)	急傾斜地の崩壊
			浜益送毛 3 (I-0-291-291)	急傾斜地の崩壊
			送毛川左の沢 (I-03-0660)	土石流
			送毛川左 1 の沢 (I-03-0670)	土石流
			送毛川 (I-03-0700)	土石流
			送毛川右の沢 (I-03-0710)	土石流
送毛川 1 の沢 (I-03-0720)	土石流			
㉒	濃昼	H24.08.10 北海道告示 2403 号	浜益区濃昼 1 (I-0-288-288)	急傾斜地の崩壊
			浜益区濃昼 2 (II-0-209-209)	急傾斜地の崩壊
			浜益区濃昼 3 (II-0-210-210)	急傾斜地の崩壊
		H25.03.29 北海道告示 2467 号	赤石沢川 (II-03-0740)	土石流

図番	区域名	指定日 告示番号	箇所名	自然現象の区分
㉓	安瀬	H25.03.29 北海道告示 2467 号	ヤソスケ川右の沢 (Ⅱ-03-0750)	土石流
			厚田安瀬 (Ⅰ-0-287-287)	急傾斜地の崩壊
			安瀬沢 (Ⅱ-03-0760)	土石流
㉔	厚田	H24.06.12 北海道告示 601 号	厚田厚田 1 (Ⅰ-0-283-283)	急傾斜地の崩壊
			厚田厚田 2 (Ⅰ-0-284-284)	急傾斜地の崩壊
			厚田厚田 3 (Ⅰ-0-285-285)	急傾斜地の崩壊
			厚田厚田 4 (Ⅰ-0-286-286)	急傾斜地の崩壊
㉕	厚田	H29.02.07 北海道告示 87,88 号	別狩の沢 (Ⅰ-03-0770)	土石流
㉖	厚田	H29.02.07 北海道告示 87,88 号	ボクサナイ沢 (Ⅱ-03-0780)	土石流
			ボクサナイ沢左の沢 (Ⅱ-03-0790)	土石流
			ボクサナイ沢右の沢 (Ⅱ-03-0800)	土石流
㉗	厚田	H29.02.07 北海道告示 87,88 号	鉄栄川右の沢 (Ⅱ-03-0810)	土石流
㉘	厚田	H29.02.07 北海道告示 87,88 号	発足二の沢 (Ⅱ-03-0820)	土石流
			発足神社の沢 (Ⅱ-03-0830)	土石流
㉙	別狩	H29.02.07 北海道告示 88 号	別狩 2 の沢 (Ⅰ-03-0840)	土石流
			別狩 1 の沢 (Ⅰ-03-0850)	土石流
㉚	古潭	H29.02.07 北海道告示 87,88 号	須郷の沢 (Ⅱ-03-0880)	土石流
㉛	古潭	H29.02.07 北海道告示 87,88 号	古潭川支流 (Ⅱ-03-0860)	土石流
㉜	嶺泊	H29.02.07 北海道告示 87,88 号	嶺泊 1 の沢川 (Ⅰ-03-0910)	土石流
			厚田嶺泊 (Ⅱ-0-208-208)	急傾斜地の崩壊
㉝	嶺泊	H29.02.07 北海道告示 87,88 号	嶺泊沢 1 の沢 (Ⅱ-03-0930)	土石流
㉞	望来	H29.02.07 北海道告示 87,88 号	桂沢下の沢 (Ⅰ-03-0970)	土石流
㉟	望来	H29.02.07 北海道告示 87,88 号	桂沢上の沢 (Ⅱ-03-0960)	土石流
㊱	望来	H29.02.07 北海道告示 87,88 号	桂沢 1 の沢 (Ⅱ-03-0940)	土石流
			桂沢 2 の沢 (Ⅱ-03-0950)	土石流
㊲	望来	H30.06.15 北海道告示第 443 号	越後小沢川 (Ⅱ-03-0990)	土石流
㊳	望来	H30.06.15 北海道告示第 443 号	越後 1 の沢 (Ⅱ-03-1000)	土石流
㊴	望来	H30.06.15 北海道告示第 443 号	正利冠川 9 の沢 (Ⅱ-03-1010)	土石流
㊵	望来	H30.06.15 北海道告示第 443 号	正利冠川 7 の沢 (Ⅱ-03-1020)	土石流
			正利冠川 7 の沢 (1) (Ⅱ-03-1020-1)	
㊶	望来	H30.06.15 北海道告示 第 443,444 号	正利冠川の沢 (Ⅱ-03-1030)	土石流
			正利冠川 1 の沢 (Ⅱ-03-1040)	

図番	区域名	指定日 告示番号	箇所名	自然現象の区分
④②	望来	H30.06.15 北海道告示 第 443,444 号	正利冠川 2 の沢 (Ⅱ-03-1050)	土石流
			正利冠川 3 の沢 (Ⅱ-03-1060)	
			正利冠川 4 の沢 (Ⅱ-03-1070)	
④③	望来	H30.06.15 北海道告示第 444 号	正利冠上流の沢 (Ⅱ-03-1080)	土石流
④④	高岡	R 元.06.07 北海道告示第 416 号	石狩八幡 1(Ⅱ-0-207-207)	急傾斜地の崩壊
	高岡	R 元.06.07 北海道告示第 416 号	石狩八幡 2(Ⅲ-0-169-169)	急傾斜地の崩壊
④⑤	高岡、五の 沢	R 元.06.07 北海道告示第 416 号	石狩高岡(Ⅲ-0-170-170)	急傾斜地の崩壊
④⑥	高岡	R 元.06.07 北海道告示第 416 号	五の沢右の沢(I-03-1110)	土石流
④⑦	高岡	R 元.06.07 北海道告示第 416 号	知津狩の沢 2 の沢(Ⅱ-03-1120)	土石流

【民家に影響のない区域】

(1)	群別	R2.05.29 北海道告示第 378 号	群別(0-73-439)	地すべり
(2)	毘砂別	R2.05.29 北海道告示第 378 号	毘砂別(0-28-28)	地すべり
(3)	毘砂別	R2.05.29 北海道告示第 378 号	砕石場の沢川(Ⅱ-03-0630)	土石流
(4)	送毛	R 元.06.07 北海道告示第 416 号	送毛(2)(0-30-30)	地すべり
(5)	安瀬	R 元.06.07 北海道告示第 416 号	安瀬(0-10-10)	地すべり
	安瀬・厚田	R 元.06.07 北海道告示第 416 号	安瀬(2)(0-67-433)	地すべり
(6)	別狩・厚田	R 元.06.07 北海道告示第 416 号	発足(0-9-9)	地すべり
(7)	別狩・厚田	R2.05.29 北海道告示第 378 号	別狩(〈2〉-0-(1))	地すべり
(8)	望来	R2.05.29 北海道告示第 378 号	石狩春別 1(Ⅲ-0-171-171)	急傾斜地の崩壊
	望来	R2.05.29 北海道告示第 378 号	石狩春別 2(Ⅲ-0-172-172)	急傾斜地の崩壊
(9)	送毛	R2.05.29 北海道告示第 378 号	送毛(1)(0-29-29)	地すべり

沿 革

平成26年	8月	作 成
平成28年	2月	一部修正
平成29年	4月	一部修正
平成30年	6月	一部修正
令和 1年	6月	一部修正
令和 3年	3月	一部修正
令和 3年	6月	一部修正
令和 5年	2月	一部修正
令和 6年	4月	一部修正
令和 6年	4月	一部修正
令和 8年	3月	一部修正